

2016年5月16日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 二宮 浩輔

ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）  
（海外投融資）  
ドラフトファイナルレポートに対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2016年4月22日（金）13:59～18:06
- ・場所：JICA本部（2階212会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、作本委員、高橋委員、二宮委員、松本委員
- ・議題：ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）に係るドラフトファイナルレポートの助言案作成
- ・配布資料：1) EIA 報告書案  
2) RWP 報告書案  
3) スコーピング案に対する助言への対応表
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

全体会合（第69回委員会）

- ・日時：2016年5月16日（月）14:29～17:24
- ・場所：市ヶ谷ビル（2階202AB会議室）

上記の会合にて助言を確定した。

## **助言**

### **全体事項**

1. 各区域の住民説明会・協議会の情報は700ha内で居住・生計を営んでいる人にも周知し、参加できるようにミャンマー政府に働きかけること。
2. MSAGを通じた住民とミャンマー政府間の協議結果が適切に公表されるよう、ミャンマー政府に働きかけること。
3. JICAガイドラインとミャンマー国の法制度等とのかい離が見受けられる部分が多いため、非自発的移転住民の対応については、JICAガイドラインに沿って実施されるようにミャンマー政府に働きかけるとともに、実施の支援に努めること。

### **代替案の検討**

4. EIAの代替案検討の環境・社会配慮の項目に、被影響世帯（PAHs）数が少ないことに加えて、環境・自然への影響が小さいこともわかりやすく記載するようMJTDに働きかけること。

### **環境配慮**

5. NT種に該当する鳥類への影響について確認し、影響が認められる場合には、適切な緩和策及びモニタリング等が実施されるよう環境レビュー時に確認すること。
6. 土壌汚染対策や化学物質・有害物質管理について、内規が適切に適用されることを環境レビュー時に確認すること。

### **社会配慮**

7. 土地・耕作地を巡る住民同士の係争については、その実態を把握するとともに、JICAガイドラインに則って適切な対応がなされていることを確認すること。
8. PAHsの野菜栽培への影響については全種類について評価をし、適切な対応がとられるようミャンマー政府に働きかけること。
9. 物理的／経済的移転に伴う精神的な影響に対して必要に応じてケアがなされるよう、ミャンマー政府に働きかけること。
10. 農地への影響については、土地使用証明書がない場合においても、2012年農地法の補償内容が満たされるようにミャンマー政府に働きかけること。
11. 今雨季の耕作を継続したものの、移転時期によっては収穫が出来なくなることが考えられる。その場合の補償について適切に実施されるようミャンマー政府に働きかけること。
12. Area 2-1及び2-2での放牧や非木材林産物の採取等の利用者に対して、住民協議での意見や代替生計手段の有無等を踏まえて適切な補償・支援が行われるよう、ミャンマー政府に働きかけること。
13. 日雇いなどの労働者に対する支援期間については、住民の意向を踏まえて再度検討するようミャンマー政府に働きかけること。
14. 移転先地の選定に際しては、住民の希望を踏まえつつ、プロットの広さだけでなく生活環境にも十分配慮されるようミャンマー政府に働きかけること。
15. 開発に伴い影響を受ける信仰対象施設や墓地等の扱いに関しては、住民の要望や二

ーズを十分にくみ取りつつ、慎重かつ丁寧な対応が行われるように、ミャンマー政府に働きかけること。

#### **ステークホルダー協議・情報公開**

16. インフォーマルな聞き取りの場で行われた住民の意見についても、RWP に記載するようミャンマー政府に働きかけること。
17. RWP 案に対する住民らのコメントについて、RWP に反映されるようミャンマー政府に働きかけること。

以 上